

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（平成 30 年度第 3 回）
議事要旨

1 開催日時

平成 31 年 3 月 1 日（金）14 時 00 分から 16 時 00 分まで

2 開催場所

中央合同庁舎第 2 号館 3 階 消防庁第一会議室

3 出席者

（1）委員（敬省略、順不同）

田村 昌三（座長）、新井 充、朝倉 浩一、岩田 雄策、芝田 育也、鶴田 俊、
三宅 淳巳、八木 伊知郎

（2）オブザーバー

小野 優里（厚生労働省）

（3）事務局

渡辺 剛英、内藤 浩由、小島 正嗣、中原 隆裕

4 配布資料

（資料Ⅲ－1）第 2 回議事要旨

（資料Ⅲ－2）火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書（案）

（資料Ⅲ－3）「火災危険性を有するおそれのある物質」のフォローアップのあり方について

5 議事内容

（1）第 2 回検討会の議事要旨について

○事務局から資料Ⅲ－1 に基づいて説明を行った。

（2）「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書（案）」について

○事務局から資料Ⅲ－2 に基づいて説明を行い、内容について委員の了承を得た。

【委 員】 消防活動阻害物質の試験で、加熱発生ガス量の分析とあるが空気中で試料を加熱しているのか。

【事 務 局】 そのとおりである。

【委 員】 今回の分析は、ガスの発生状況を確認したものであるため、分析の内容自体には問題ないと考えるが、消火活動時の状況を考えると、水酸化リチウムをダストで曝露した際は、少なからず人体への影響が考えられるため注意すべきである。

今後は、ダスト状の物質の消防活動阻害性を、どのように評価するかについても検討してもよいのではないか。

【座 長】 ご意見を踏まえ、今後の検討事項として事務局において整理いただきたい。

【事務局】 承知した。

【委 員】 今回、試験対象とされたフロメトキンについては、加熱発生ガスが指定基準値には満たないものであったとのことであるが、一定量のフッ化水素の検出は認められているため、人体影響は少ないかもしれないが、加熱時にフッ化水素を生成するという点に関しては少し意識した方がよい。

【事務局】 承知した。

【委 員】 フロメトキンの用途は確認しているか。

【事務局】 調査の結果、農薬として用いられていることを確認している。

【委 員】 承知した。

(3)「火災危険性を有するおそれのある物質」のフォローアップのあり方について

○事務局から資料Ⅲ－３に基づいて説明を行い、内容について委員の了承を得た。

ア 化学的に共通の構造を有する物質の総称指定に関する基本的な考え方

【座 長】 危険物を個別の物質名で指定する場合には、その物質固有の性状に基づき判断するというのが一つの考え方、また、構造的に類似する物質が複数あり、総称的に指定する必要がある場合には、その都度、危険物確認試験を実施し、危険性が確認された範囲内の物質を対象に指定するという理解でよいか。

【事務局】 そのとおりである。

【座 長】 実質的には明らかな危険性を根拠に危険物指定を行うということだと考えるが、今回の提起は、法令上、総称的に危険物を指定する場合の考え方を事務局において整理したという理解でよいか。

【事務局】 そのとおりである。

【座 長】 この件については、他の委員からも異論等無いようであり、妥当な考え方であると思う。

【事務局】 承知した。

イ ホスフィン類におけるケーススタディ

【委 員】 ホスフィン類が社会的にはあまり流通していないというのは、そのとおりであると思う。反面、工業的には金属触媒として頻繁に使われている。事業所内の製造工程において使用されているため、市場流通は少ないのではないか。

【座 長】 従来からの基本的な考え方として、一定量の市場流通が認められた物質を危険物として指定すべきとしていることから、今回ケーススタディしたホスフィン類については、いずれも相応の市場流通が認められなかったことから指定しないという理解でよいか。

【事務局】 そのとおりである。

【座 長】 今回のホスフィンのように流通量は少ないが、危険物相当の危険性を有する

物質については、製造事業者が自主保安の観点でSDSなどにより、ユーザー等へ情報提供することで安全確保に努めていただくものとし、社会的に一定の流通量が認められた物質を消防法で危険物に指定することにより、公共の安全に努めるという理解でよい。

【事務局】 そのとおりである。

【委員】 近年は、流通形態も多様になっており、タンクローリーで大量に流通するものもあれば、瓶等で少量流通するものもある。現時点における考え方は、事務局でまとめた資料のとおりでよいと思うが、大量に流通することは少ないものの、一定の危険性を有している物質を、どのように捉えるかという視点は持っていた方がよい。少量の危険物でもすべからず規制するとなれば、産業や社会の発展を阻害してしまう面もあると思われ、難しい問題ではあるが引き続き調査と検討をいただきたい。

【事務局】 承知した。

従前から危険物指定の数的基準としている『指定数量×100倍×365日』の妥当性について事務局内で疑義があり、今般、火災危険性を有するおそれのある物質のフォローアップのあり方について提起させていただいた次第である。

総称指定に関する基本的な考え方と併せて、ホスフィン類を例にケーススタディした結果は配布資料のとおりであるが、今回の調査結果を踏まえて来年度以降も危険物指定の基準について、引き続き検討を進めて参りたい。

【座長】 仮にホスフィン類のように、化学的に共通の構造を有する物質を総称で指定する場合は、個々の物質の流通量は合算するのか。

【事務局】 合算するものである。

【座長】 承知した。

(4) その他

○平成31年度の検討会の開催日は、後日改めて調整の上、委員等に周知することとした。

以上